

令和4年3月7日

特殊車両通行許可のオンライン申請運用を開始します

～令和4年4月1日から受付開始～

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「高速道路機構」という。)は、道路整備特別措置法の規定により、本来の道路管理者である国土交通大臣や地方公共団体の長に代わって、高速道路^{※1}の特殊車両通行許可制度の手続き事務を実施しています。

このたび、令和4年4月1日から、特殊車両通行許可のオンライン申請運用を開始しますのでお知らせします。

オンラインでの申請が可能になることにより、

- ・職場や自宅等から24時間申請が可能
- ・窓口への申請書類の郵送が不要
- ・手続き期間(申請から許可証受け取りまで)が短縮

など申請者の利便性が向上します。

また、許可証は電子発行されますので、ダウンロードしたタブレット端末を活用すれば、運行する車両への許可証の常備が簡便になります。

高速道路機構は、引き続き、特殊車両通行許可申請手続きの効率化に取り組んでいきます。

※1 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路が対象となります。

オンライン申請について

1. 申請受付開始

令和4年4月1日午前9時から

2. 対象者

高速道路の特殊車両通行許可を申請する方

3. 申請方法

「特殊車両通行許可オンライン申請システム」の申請サイト URL

<https://tokusya-shinsei.jehdra.go.jp/OnlineApplication/>

高速道路機構のホームページ (<https://www.jehdra.go.jp/>) からアクセスしていただけます。

4. ご利用方法

高速道路機構のホームページや「特殊車両通行許可オンライン申請システム」の申請サイトに、申請方法や申請手順等を説明した「操作マニュアル」を掲載しますのでご利用ください。

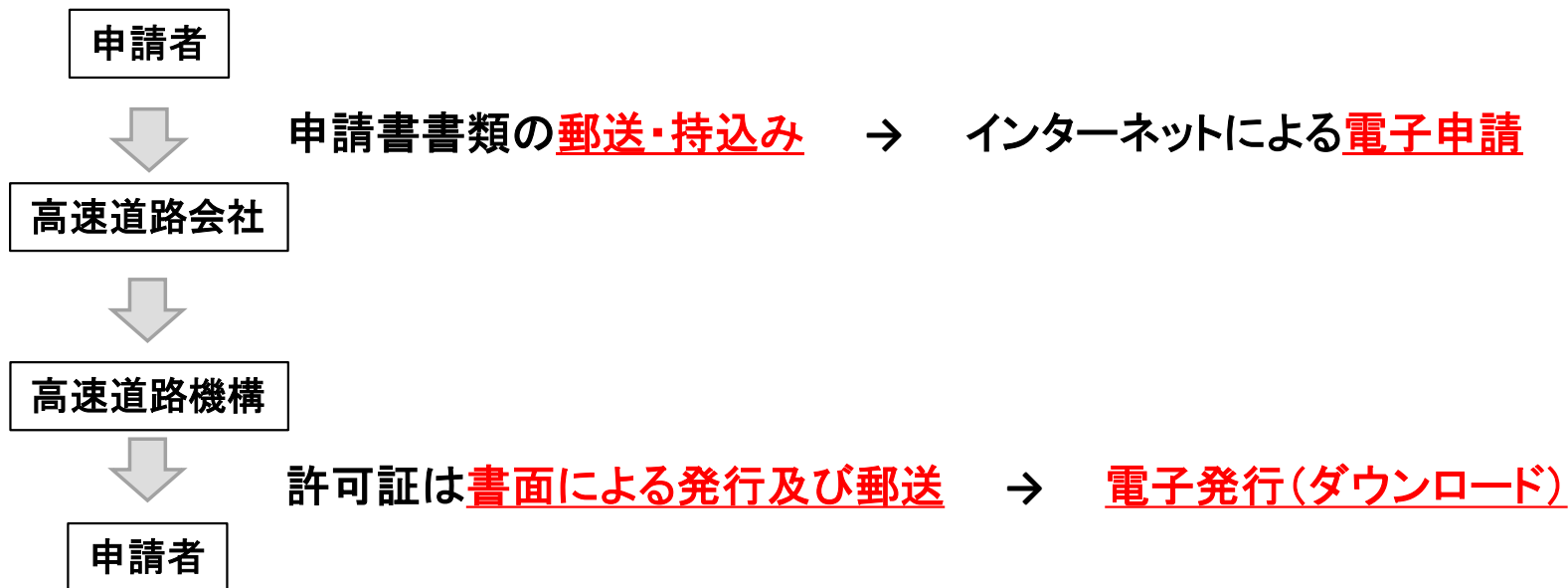
また、オンライン申請のシステム操作方法に関するお問い合わせには、専用の窓口を開設し対応させていただきます。ご不明な点はこちらもご利用ください。

以 上

特殊車両通行許可制度のオンライン申請について

- 高速道路の特殊車両通行許可のオンライン申請運用を令和4年4月1日から開始します。
- オンライン申請により、
 - ・職場や自宅等から24時間申請可能
 - ・窓口への郵送等が不要
 - ・手続き期間(申請から許可証受け取りまで)が短縮
 - ・電子発行され許可証は、タブレット端末を活用すれば許可証の常備が簡便など申請者の利便性が向上します。
- 審査手続き業務の効率化にも寄与します。

<変更内容>



道路整備特別措置法により高速道路会社が窓口となっています。

特殊車両通行許可制度のオンライン申請について

「特殊車両通行許可オンライン申請システム」の申請サイトURL

<https://tokusya-shinsei.jehdra.go.jp/OnlineApplication/>

ログイン画面(イメージ)

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構
特殊車両通行許可オンライン申請システム ログイン

ヘルプ

メールアドレス:

パスワード:

リセット ログイン

新規登録の方はこちら

パスワードを忘れた方はこちら

パスワードを5回連続で間違えると、パスワードにロックが掛かり、1時間ログイン不可となりますのでご注意ください。

重要なお知らせ

- 令和4年4月1日 [特殊車両通行許可オンライン申請システム サービス開始のお知らせ](#)
- 令和4年4月1日 [特殊車両通行許可オンライン申請システム 操作マニュアル配布開始のお知らせ](#)
- 令和4年4月1日 [利用規約及びプライバシーポリシー制定のお知らせ](#)

メンテナンス情報

このシステムはMicrosoft Edge(Chromium)の最新版で操作することを推奨しています。
Copyright©Japan Expressway Holding and Debt Repayment Agency. All rights reserved.

[操作マニュアル](#) [利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

システム操作方法に関するお問い合わせには、専用窓口を開設して対応いたします。こちらからご利用ください。

申請方法や申請手順等を説明した「操作マニュアル」をご覧ください。

※4月1日から運用開始となります。しばらくお待ちください。

※「操作マニュアル」は、高速道路機構のホームページ(<https://www.jehdra.go.jp/>)からもダウンロードいただけます。

参考：特殊車両通行許可制度の概要

○道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、原則として通行できないこととなっています。（道路法第47条第2項）

○車両の構造や積載貨物が特殊である場合に限り、道路管理者が道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を付して通行を許可することを『特殊車両通行許可制度』といいます。

車両制限令に基づく車両の一般的制限値



上図の制限値を1つでも超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行許可が必要となります。

特殊車両の通行許可の手順

